

Cloud Computing 社会の企業倒産処理と 個人情報保護

橋本 誠志[†]

個人情報保護法が全面施行されて5年が経過し、Cloud Computing のように、データの処理方法も大きく変化している。世界同時不況のただなかにある現在、経済社会は高度情報ネットワーク社会であるとともに、大倒産社会でもある。本稿では、企業が倒産した場合にその処理手続の過程で、倒産した企業が有していた個人データの保護制度はどうあるべきか、その課題を検討する。

Insolvency Proceedings in Cloud Computing Society and Personal Data Protection

Satoshi Hashimoto[†]

We face a lot of bankruptcies under world wide parallel depression after Lehman Shock in 2008. Trustees in bankruptcy face a dilemma on protection of personal data managed by bankrupt businesses between creditors and data subjects under liquidation. One of present major personal data processing means is distributed data processing with cloud computing services. It is difficult for trustees to grasp a full view of personal data managed by bankrupt in especial under distributed data processing environment.

Five years have passed since the Act on Protection of Personal Information was enforced. But general and distinct rules for personal data protection in liquidation haven't been established, including bankruptcy law in Japan.

This paper discusses the state and difficulties of personal data protection in liquidation.

1. はじめに

2010年1月19日、株式会社日本航空（JAL）は東京地方裁判所に会社更生法適用を申請した。同社は、会社更生手続開始決定を受け、企業再生支援機構による再生支援を受けることで、再生を図ることとなった。事業会社としては、日本史上最大規模の経営破綻となったニュースは記憶に新しい。

JALの経営破綻は、様々な議論を生んでいる。運送サービス利用者から見た場合、利用者が居住する地域の空港に発着する便が削減・廃止されるかもしれないという公共交通機関としての問題が想起されるが、それ以外にも JAL が展開するマイレージプログラムは、様々な関係先を巻き込んだポイント交換ネットワークを形成し、もはや一種の社会装置と化しており、その帰趨はメディアでもたびたび取り上げられた。

ポイントプログラムは、消費者にとっても有益なものであるが、ルールがとて複雑であり、消費者がこれを理解しづらい点や、ルール変更が明示されないまま、消費者に不利なルール変更がプログラム実施主体によって行われる等の問題が顕在化するようになった¹。そこで、経済産業省は、消費者保護の観点から踏まえつつ、各事業者がポイントを活用した健全な発展を持続的に図ることを目的として、「ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会」を立ち上げ、各事業者のポイントの導入実態と、ポイントに関する消費者の期待とを把握・分析することによって問題点を整理し、特に事業者の取組が必要な点について検討を行った²。同研究会が検討を行う過程で実施した消費者アンケートでは、消費者の多くが、ポイント発行企業が倒産した場合のポイントの失効に強い関心を持っていることが明らかになっている³。

ところで、企業がポイントプログラムを実施する目的の一つに顧客の購買動向の捕捉がある点にはもはや言うまでも無い。企業が倒産すると、倒産処理手続の開始までに蓄積された顧客に関する情報も債権者による争奪の対象となる。

現在のわが国経済社会は、高度情報ネットワーク社会であると同時にリーマンショック以後、再び大倒産社会に戻ってしまった。企業が倒産した場合、倒産企業が保有していた資産をめぐって、債権者による激しい債権回収活動が展開される。一方、倒産企業の組織と業務執行体制は、大きく揺らぐことが多い。そこで、当該企業が保有していた個人情報、平時よりも流出しやすい状態になることが懸念される。

個人情報保護法の完全施行後5年が経過したが、未だにわが国では、企業の有していた個人情報について、倒産処理手続時の保護のための明確なルールが存在しない。その

[†] 徳島文理大学総合政策学部
Faculty of Policy Studies, Tokushima Bunri University

¹ 経済産業省「企業ポイントの法的性質と消費者保護のあり方に関する研究会報告書」（2009. 1）

² 経済産業省、前掲報告書、pp.2-3

³ 経済産業省、前掲報告書、pp.12-13

ため、組織としての指揮命令系統が崩壊した倒産企業の社員が管理していた顧客データを転売する等のリスクは残存している。

筆者は2002年に企業倒産処理過程における個人情報保護の重要性を指摘した⁴。その後8年あまりが経過したが、その間、企業の行うデータ処理はCloud Computingに代表されるように、分散処理化と他社所有のサーバーで実施する傾向が強まっている、こうした状況は破産管財人が、倒産企業が保有するデータ量を把握することを著しく困難にする可能性がある。かかる環境の変化に鑑み、本稿では、情報の分散処理時代の企業倒産処理手続における個人情報保護の課題について検討する。

2. 企業倒産処理手続における個人情報保護の特徴

企業が経営破綻し、法的倒産処理手続を実施する場合⁵、選択肢として、清算型手続と再建型手続がある。具体的には、前者は破産手続と特別清算手続を指し、当該企業は解体・清算されることになる。後者は民事再生手続と会社更生手続を指し、事業継続を目指して企業の再建を志向してゆくことになる。経営破綻状態に陥った企業、特に清算型手続が取られる方向となった企業は、債権者による債権回収活動、つまり倒産企業が有していた資産の激しい争奪の舞台となる。企業の業務執行過程は大きく混乱し、倒産企業が保有していた個人情報はより流出しやすい状態になる⁶。上野によれば、清算型手続による倒産処理が行われる企業は、破産手続申立以前に事実上、その営業活動を停止し、事務所を閉鎖していることが多い。また支払い停止による事実上の倒産状態に至ったり、破産申立をした後には、関係者からの問合せが殺到する他、従業員が解雇されることにより、平常時の指揮命令系統が完全に失われることになる⁷。こうなると、破産管財人が資産保全や重要書類を確保しようとしても、従業員が不在の状態となり、私物も持ち出されていることから、一般従業員の協力を求めにくい環境下に置かれる。コンピュータ内のデータベースの現状保全もままならなくなる。それ以前に、企業が経営破綻にいたる過程で経営状態の悪化により書類・記録の管理や従業員に対する監督が杜撰となり、プライバシー・ポリシーに沿った情報の取扱が守られなくなり、取得目的以外の個人データの利用に走る傾向にある⁸。上野は、破産企業が保有していた個人情報が当該企業の内外に散在していることが一般的であり、組織として崩壊状態にある破

4 佐藤鉄男、橋本誠志「情報ネットワーク社会における企業倒産と個人情報保護」『NBL』No.745(2002),pp.20-27

5 その他にも企業の倒産処理には、倒産法制を利用しない私的整理もある。私的整理については、私的整理に関するガイドライン研究会「私的整理に関するガイドライン」(2001)参照

6 佐藤、橋本、前掲(4)論文 pp.20-21

7 上野 保「企業倒産時における個人情報保護—その実情と個人情報保護法施行下の実務」『NBL』No.793(2004),p.8

8 上野、前掲(7)論文,pp.8-9

産企業で散在する個人情報を正確に把握・管理することが困難であると指摘する⁹。

一方、再建型手続では、企業の組織と業務運営がとりあえず、存置されることになり、個人情報の管理体制は原則として、従前のもので維持されることとなる¹⁰。

倒産処理手続における個人情報保護の特徴は、資産としての個人情報の完全性を保持したいという破産管財人（より究極的には債権者）としての立場から見た個人情報保護とデータ主体が想定する情報保護の理由につき、その方向性が異なる。しかし、情報の完全性は維持したいという点で両者には共通の利益があるという点に認められる。

3. アメリカにおける企業倒産時の個人情報保護

本章では、アメリカにおける企業倒産処理手続時における個人情報保護政策の主な取組みを概観する。

3.1 Toysmart事件

Toysmart事件は、アメリカにおける企業倒産処理手続時の個人情報保護政策に大きな影響を与えたとしてつとに有名である¹¹。オンライン玩具販売業者のToysmart.com Inc.は自社のWebサイト上で収集した情報の第三者との共有を決して行わない旨のプライバシー・ポリシーを掲示したうえで、氏名、住所、メールアドレス、請求書情報、家族構成、子供の誕生日に関する情報等を収集していた。しかし、同社は経営不振に陥り、2000年5月22日にWeb上での操業を停止し、6月9日には同社の債権者が破産を申し立てた。同社は、保有資産の売却に関して、プライバシー・ポリシーで第三者譲渡をしないと宣言していた個人情報データベースを保護者の同意なく売却しようとした。このため、Federal Trade Commissionは、2000年7月10日、同社をプライバシー規則に関する不実表示を行ったとして、FTC法5条違反により提訴した。提訴後、FTCは、Toysmart社に対して、家庭向け商品業界の適格な買主に会社毎売却される場合に限って、同社が有していた個人情報データベースのデータを譲渡できるとする和解案を提示した。しかし、2001年1月になっても同社の買主は現れなかったため、Toysmart社の大株主であるインターネット関連会社がToysmart社の有していたデータを買収した上で破棄する結果となった。

3.2 企業倒産時の個人情報保護に関する旧TRUSTe ガイドライン

倒産状態に陥った企業が平常時と同様にその業務執行体制を維持することは非常に

9 上野、前掲(7)論文,p.10

10 上野、前掲(7)論文,p.10

11 FTC v. Toysmart.com, LLC, and Toysmart.com, Inc., (U.S. District Court for the District of Massachusetts, Civil Action No.00-11341-RGS)

困難である。倒産状態の企業では、個人情報の管理レベルが低下し、個人情報が大量流出しやすくなる。こうなると、データ主体はもはや、自己のデータに関するコントロールを完全に失うことになる。故に倒産状態に陥った企業の個人データ管理業務水準を平常時と同程度のレベルに維持することは、重要な課題である。

Toysmart 事件を契機として、経営破綻状態に陥った企業の個人データ管理を支援するため、米国 TRUSTe は 2001 年 4 月 11 日、ガイドライン”TRUSTe Guidelines on Personally Identifiable Information Uses in Mergers, Bankruptcies, Closures, and Dissolutions of Web Sites”の Public Comment 用ドラフトを発表した。本ガイドラインは、TRUSTe マークの使用契約を TRUSTe と結んでいるライセンサー企業が吸収合併、事業売却、倒産処理手続、会社清算、個人識別情報を含む資産を有する企業（または個人識別情報データベース）の買収という状況に至った場合に保有している消費者の個人情報の適切な利用の維持を確かなものにするために、以下の 3 項目を主眼とした。

- ① 個人データの移転に際しての委託を受けた第三者の監視
- ② 消費者への通知と選択
- ③ プライバシー・ポリシーの尊重

特に③に関しては、企業が事業継続中に個人データを他社と共有しない事を約した場合、事業から撤退する際においても、この契約が遵守されなければならないことを改めて確認した点で特徴的であった。本ガイドラインは、情報が経済的価値を持つ今日の経済社会において、消費者のプライバシー権と企業の保有する資産価値の維持の実現との間の合理的なバランスの確保を究極の目標とした。 12

TRUSTe のライセンサー企業、あるいはその債権者が破産手続開始の申立を行った場合、本ガイドラインの下では、以下の手順を踏むことが要求された。 13

- ① 宣言済のプライバシー・ポリシーを精査し、個人識別情報の移転に際しての制限事項を明確に表示する。
- ② 破産宣告を受ける前に今後発生が予想される企業の変化を TRUSTe に報告する。
- ③ 資産の一部として保有する消費者情報を売却しようとする企業で個人識別情報が買い受けられた場合に TRUSTe が承認したポリシーに合致しない形態で利用・公開される等の場合には、全ての消費者に対して、自己の個人識別情報の売却中止を求める合理的な機会を提供しなければならない。

12 "TRUSTe Guidelines on Personally Identifiable Information Uses in Mergers, Bankruptcies, Closures, and Dissolutions of Web Sites" Submitted for Public Comment on April 11, 2001, p.3 尚、現在、本文を米国 TRUSTe サイトから閲覧することはできない。

13 *ibid.*, pp.8-9

- ④ データベースの買受人が特定された場合、TRUSTe に報告し、必要なレベルの通知と選択を行わなければならない。
- ⑤ ライセンサー企業と TRUSTe 担当者により、消費者（ユーザー）に対する通知と選択の方法が決定された場合、TRUSTe に対して、実際に消費者（ユーザー）に通知を行う前に通知と選択の実施方針に関する文書を提出しなければならない。

一方、買受人に対しても個人情報の売却人が消費者（ユーザー）に通知と選択を行ったか否かの確認を要求していた 15。

3.3 アメリカ連邦倒産法における個人情報保護規定

アメリカ連邦倒産法には、倒産企業の有する個人情報を保護する規定が存在する。連邦倒産法 § 363(b)(1)は、管財人は告知聴聞の手続と裁判所の許可を経た上であれば、通常取引以外の方法での「財産」の使用・譲渡・賃貸を行うことができるとする。この「財産」については、§ 101 (41A) が主として個人、家族、あるいは家事のために倒産企業からの製品やサービスの受領に関連して、本人が提供した情報を個人識別情報 16 としている。 § 363(b)(1)で債務者が非関連会社には当該個人情報を譲渡しない旨のプライバシー・ポリシーを公表し、当該ポリシーが申立時に有効な場合、管財人に対して当該個人識別情報の譲渡・賃貸を禁じている。

但し、この場合、裁判所は告知聴聞を経た上で、申立企業が § 363(b)(1)(A)(B)のいずれかに該当する場合、当該個人識別情報の譲渡・賃貸を許可できる。

- (A) 当該譲渡・賃貸がプライバシー・ポリシーと合致している場合
- (B) § 332 に規定する消費者プライバシー・オンブズマンの任命後に (i) 裁判所が譲渡・賃貸の事実・状況・条件について十分な考慮をし、(ii) かつ当該譲渡・賃貸が倒産法以外の法律に反していない場合

これらの措置は管財人による倒産企業の個人情報の第三者への提供に関する手続が適切に行われていることを監視することを目的とする。このうち、特に(B)は消費者プライバシー・オンブズマン制度と呼ばれる。

14 この報告には、a)買受人の企業名、b)吸収合併の発効日、c)顧客データベースに登録されている個人識別情報の買受企業による使用目的、d)ライセンサー企業のプライバシー・ポリシーの買受人による引継ぎの有無、e)買受人による TRUSTe との契約関係維持に関する意思を含むことが求められた。

15 *ibid.*, pp.11-12

16 具体的には、①本人のファーストネーム・ラストネームと法的手続による改姓（改名）の有無、②本人の自宅住所、③メールアドレス、④電話番号、⑤社会保障番号、⑥クレジットカード番号の他これらと統合することで個人を特定しうるような①誕生日・誕生確認番号・出生地に関する情報、②もし公開されれば、本人に対して、物理的・電子的にアクセス、あるいは個人の特定に至ってしまうおそれのある情報を指す。

連邦倒産法 § 332(a)は、管財人が連邦倒産法 § 363(b)(1)(B)に定められている告知聴聞手続により、通常取引以外の方法で個人識別情報の売却・賃貸を行おうとする場合に、裁判所は連邦管財官に対し、聴聞 5 日前以内17に連邦管財官以外のもので当該事件に利害関係を有さない独立した1名の消費者プライバシー・オンブズマンを任命するよう命じなければならない。

消費者プライバシー・オンブズマンは当該聴聞に出席して、裁判所が当該個人識別情報の譲渡・賃貸を許可するか否かの判断を下す上で必要な情報として、(1)債務者のプライバシー・ポリシーの内容、(2)当該譲渡・賃貸が裁判所により認可された場合に消費者のプライバシーにもたらされる利益および不利益、(3)当該譲渡・賃貸が裁判所により認可された場合に消費者が負担するコストと受ける便益、(4) プライバシー侵害や消費者が負担するコストの緩和させるための手段等を提供することが求められている (§ 332 (b)). 尚、消費者プライバシー・オンブズマンはオンブズマンとしての業務において取得した個人識別情報の開示について、秘密保持義務が課されている (§ 332(c)) 18.

これらの規定は、2001年7月の“Bankruptcy Reform Act of 2001”で、盛り込まれた。

4. わが国における企業倒産時の個人情報保護に関する対応

これまで見たように、アメリカでは、企業倒産時に倒産企業が保有していた個人情報保護について、ガイドラインおよび立法レベルの2段階で対応が強化されている。わが国では、民間部門における個人情報保護政策は事業の永続が前提とされている。また、現在の個人情報保護法制は、事業譲渡との親和性¹⁹が重視されている。

4.1 企業倒産処理と個人情報保護法

先に見たようにアメリカ連邦倒産法には個人情報保護に関する規定が存在する。一方でわが国の倒産法制には企業倒産処理における個人情報保護規定は存在しない。

一方、個人情報保護法と企業倒産処理との関係においては、破産手続が開始された企業またはその破産管財人が個人情報取扱事業者(2条3項)に該当するか否かがまず問題となる。この点、上野は破産管財人は執行機関として、会社財産の換価処分と債権者から届出られた債権の調査に基づいて、破産会社の負う債務の弁済・配当を主たる業

務としており、一般的には破産会社が保有する個人情報データベース等を破産管財業務に供しているとは言えず、営業継続や財産換価の手法として、営業や個人情報を含む資産譲渡を行う等に個人情報データベース等を管財業務に供する場合に個人情報取扱事業者に該当しうるとする²⁰。

次に、再建型手続が志向される場合、再生債務者(更生会社)の事業は継続するため、原則として、手続申立前に個人情報取扱事業者であったならば、再生手続開始後も引き続き個人情報取扱事業者に該当することになり、個人情報取扱事業者として課される義務の程度も再生債務者(更生会社)たることをもって緩和されることはないとされる²¹。再建型手続では、事業再生の一環として、営業譲渡に伴い、顧客リストや従業員の雇用管理情報等が第三者譲渡されることが多く、その前段階の作業としてもデューデリジェンスが実施されることが通例である。この過程で個人情報の第三者への開示がなされることになる²²。

この点、個人情報保護法は、個人情報取扱事業者が合併その他の事由による事業承継により、他の個人情報取扱事業者から個人情報を提供・取得することを認めている(23条4項2号)。一方で、16条2項では、事業承継に伴い個人情報を取得した個人情報取扱事業者に対して、承継前における個人情報の利用目的達成に必要な範囲を超えた個人情報の利用を禁止している(利用目的の制限)。

一方で、清算型手続が選択され、倒産企業が保有していたデータが事業と分離して、売却される場合には本人の同意が必要となる。しかし、この同意取得手続の具体的手順については、個人情報保護法自体には倒産処理手続に特有のものは明示されていない。破産手続では、合併・会社分割等は利用できず、個人顧客情報等のシステム型責任財産の換価には、裁判所の許可による事業譲渡の場合のみ許されるとする見解もある²³。破産手続は、破産会社の債務の弁済・配当が第一目的とされる。故に倒産状態の企業での個人情報保護には、コスト面に大きな限界がある²⁴。個人情報保護法の規定する手続の実施も同様である。この点、筆者は、データ主体を倒産処理手続に利害関係者として参加させることで、データ主体の同意を得る手続を短縮し、手続全体のコストを低減する必要性を主張した²⁵。

先に述べたように倒産処理手続における個人情報保護では、資産としての個人情報の完全性を保持したいという破産管財人(より究極的には債権者)としての立場から

17 Statutory Time-Periods Technical Amendments Act of 2009. §2によりこの期間は7日間に変更されている。

18 その他にも連邦倒産法 303条(1)では倒産手続申立がされた場合の個人に対する信用悪化に配慮して、債務者の申請により債権者申立に関する記録の公開を制限する。この点を踏まえ、本節については、福岡 真之介『アメリカ連邦倒産法概説』商事法務(2008),pp.362-363も参照

19河野玄逸「特殊な換価手法(Ⅰ)破産手続における事業譲渡」園尾隆司・西 謙二・中島 肇・中山孝雄・多比羅 誠編『新裁判実務体系 28 新版破産法』(2007)p.275

20 上野,前掲(7)論文,p.12 なお,上野は眼前の案件において,破産管財人は自己が個人情報取扱事業者に該当するか否かの判断をその業務内容を把握した上で,早期に行う必要があるとする。

21 上野,前掲(7)論文,pp.12-13

22 上野,前掲(7)論文,pp.12-13

23 河野,前掲(7)論文 p.275

24 上野,前掲(7)論文,p.13

25 佐藤,橋本,前掲(4)論文,pp.24-26

見た個人情報保護とデータ主体が想定する情報保護の理由について、その方向性が異なるが、しかし、情報の完全性は維持したいという点で両者には共通の思惑があるという特徴を持つ。倒産処理過程の一環で倒産企業が保有していたデータを第三者に売却する場合、データ主体を倒産処理手続に参加させ、その中で同意取得手続を行うことは、破産管財人（より究極的には債権者）とデータ主体の持つ方向性の違いを一つの手続の中で行うことになる。

次に小規模事業者（2条3項5号）は、個人情報取扱事業者から除外される。そのため、個人情報取扱事業者としての個別義務を負わない小規模事業者が経営破綻した場合、営業譲渡によらず、保有個人データだけが切り売りされても、同法の個人情報取扱事業者の義務規定の適用から除外されることになる。この場合、倒産企業の債権者も小規模事業者であるような場合、債権者が自己の債権の満足に代えて倒産企業が保有する個人データを取得しても、個人情報保護法では規制できないことになる。

個人情報保護法の罰則規定の倒産時における実効性も問題である。倒産状態にある企業では、業務執行システムが極度の機能低下に至っている。そのため、平時の業務執行体制を想定して宣言したプライバシー・ポリシーの遵守は不可能と思われる。一方、個人情報保護法での罰則規定の上限は6月以下の懲役もしくは、30万円以下の罰金（56～59条）である。そのため、自社の評価額よりも高額でデータを買受ける買主が現れた場合、罰則と目先の資金確保を天秤にかけ、後者を優先させることが考えられる。同法は間接罰方式を採用し、実際の罰則の適用までに時間がかかる。この間に倒産企業が清算され、消滅した場合、本罰則規定の実効性はほとんど期待できない²⁶。

4.2 経済産業省ガイドラインによる対応

上記の通り、連邦倒産法に個人情報保護に関する明文規定を持つ、アメリカとは異なり、わが国の個人情報保護法自体は、破産管財人の立場からもデータ主体の立場からもその利益を保護する内容とはなっていない。この点、事業承継（営業譲渡）が倒産処理過程で行われる場合に「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」で事業承継時の個人情報の扱いが明確化された。

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」は、個人情報保護法で規定された事業者の義務規定をより具体化・詳細化し、経済産業分野の事業者及び業界団体等における個人情報保護のための円滑な取組みを促す27目的で経済産業省が、個人情報保護法の全面施行に先立つ2004年10月に制定したガイドラインであり、2007年3月、2008年2月、2009年2月に各々改正されている。

2007年3月の改正は、(1) いわゆる「過剰反応」への対応として、本人の同意なくし

て個人データを第三者に提供できる事例を追加し、(2) 個人情報取扱事業者への過剰な負担を適正化するために、個人の権利利益の侵害のおそれが少ない個人情報の取扱い事例を明示し、(3) クレジットカード情報を含む個人情報の取扱いを見直すため、なりすまし購入等、二次被害発生の危険性にかんがみ、望ましい安全管理措置の事例を明示した²⁸。2008年2月のガイドライン改正では、委託する業務内容に必要な無い個人データの委託先への提供を禁止した他、委託先に対する「必要かつ適切な監督」の定義が明確化された²⁹。

その後、IT技術の進展に伴い、個人の属性に着目したサービスのパーソナライゼーションが企業の連携により、拡大方向にあり、購買情報や行動履歴等が企業の枠を越え、収集、解析され、消費者の嗜好等に応じたサービスが提案され、個人と連結可能な情報の有効活用が不可欠との観点から、安全・安心を確保しつつ多様なサービスを提供するために必要となる環境整備上の課題につき、「パーソナル情報研究会」が2007年12月に設置され、共同利用制度、個人情報の範疇、個人情報から個人識別性を除去した個人データベース情報の取扱い等のテーマについて検討が重ねられている。

その一環として、2009年2月のガイドライン改正において、事業承継のための契約を締結するより前の交渉段階で、事業承継の相手会社から自社の調査（デューデリジェンス）を受け、自社の個人情報を相手会社へ提供する場合は、当該情報の利用目的及び取扱方法、漏えい等が発生した場合の措置、事業承継の交渉が不調となった場合の措置等、相手会社に安全管理措置を遵守させるため必要な契約をすることにより、本人の同意等がなくとも個人データを提供することができる等、事業承継時の個人情報の扱いが明確化されている³⁰。

4.3 JIS Q 15001:2006 とその限界

民間部門における個人情報保護においては各事業者の自主的な取組を進めるにあたっては、体系的なマネジメントシステムである個人情報保護マネジメントシステムの策定、実施、維持、そして継続的な改善を行うことが重要である。JIS Q 15001 は、個人情報保護に関するコンプライアンス・プログラムの最小限の要求事項を示した日本工業規格であり、1999年3月20日に制定された。本規格は、1997年の「民間部門における電子計算機処理に係る個人情報の保護に関するガイドライン」（平成9年3月4日通商産業省告示98号）を基礎として、国家的統一規格として発展させ、社会一般に個

28 経済産業省商務情報政策局情報経済課「経済産業分野に関する個人情報保護ガイドライン等について」（2007.10）http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/1910guide-line-1.pdf（2010.3.1 確認）

29 経済産業省商務情報政策局情報経済課「経済産業分野に関する個人情報保護ガイドライン等について」（2008.2）http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/080229guideline-gaiyou.pdf（2010.3.1 確認）

30 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（2009.10）http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kaisei-guideline.pdf（2010.3.1 確認） p.43

26 佐藤、橋本、前掲(4)論文、p.24

27 http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/index.html#02（2010.2.28 確認）

個人情報保護の重要性を認識させ、本規格を利用する事業者を社会的に認知させることで、高度情報化社会の健全な発展と適切な消費者保護を図ることを目的としている。尚、本規格は2006年5月20日に「個人情報保護マネジメントシステム—要求事項」として改正された。以下の記述は、JIS Q 15001:2006をベースとし、本規格の各事業者レベルにおける実施体制を中心に見ることとする。

まず、本規格における個人情報保護マネジメントシステムの基本モデルは、①個人情報保護マネジメントシステムの確立→②実施→③維持→④改善のサイクルを継続的に実施することとされている。(要求事項 3. 1)

事業者の代表者は、個人情報保護マネジメントシステムについての方針を文書化(電子的方式、磁気的方式など人の知覚によって認識できない方式で作られる記録を含む)、役員及び従業員に周知させ、一般に入手可能な措置を講ずることが要求されている。(要求事項 3. 2) 31また、内部規程として、a)個人情報を特定する手順に関する規定、b)法令、国が定める指針その他の規範の特定、参照及び維持に関する規定、c)個人情報に関するリスクの認識、分析および対策の手順に関する規定、d)事業者の各部門及び階層における個人情報を保護するための権限及び責任に関する規定、e)緊急事態への準備及び対応に関する規定、f)個人情報の収集、利用および提供に関する規定、g)個人情報の適正管理にかんする規定、h)本人からの開示等への求めへの対応に関する規定、i)教育に関する規定、j)個人情報保護マネジメントシステム文書の管理に関する規定、k)苦情および相談への対応に関する規定、l)点検に関する規定、m)是正措置および予防処置に関する規定、n)代表者による見直しに関する規定、o)内部規定の違反に関する罰則の規定を策定・維持することが要求されている(要求事項 3. 3. 5)。また、事業者の代表者は、この規格の内容を理解し実践する能力のある個人情報保護管理者を事業者の内部の者から指名し、個人情報保護マネジメントシステムの実施及び運用に関する責任及び権限を他の責任にかかわりなく与え、業務を行わせなければならないとする。(要求事項 3. 3. 4) 上記のように、本規格は、継続的改善を重視していることからわかるように事業の永続を前提としている。そのため、企業倒産を視野に入れた要求事項は本規格には盛り込まれていない。

現在、JIS Q 15001:2006は、プライバシーマーク許諾認定の審査基準となっている。本規格の要求事項は、個人情報保護マネジメントシステムにおける最小限度の要求事項であるから、各企業において、実施段階で要求事項以上のレベルの事項である倒産時の個人情報保護に関する指針を盛り込むことは何ら排除されない。我が国では、「倒産は悪である」との価値観が企業社会を支配しており、倒産を最初から想定して、個人情

31この個人情報保護方針には、以下の内容を含むことが必要とされる。a)事業の内容・規模を考慮した適切な個人情報の取得・利用及び提供に関すること、b)個人情報の取扱に関する法令、国が定める指針その他の規範を遵守すること、c)個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止及び是正に関すること、d)苦情及び相談への対応に関すること、e)個人情報保護マネジメントシステムの継続的改善に関すること、f)代表者の氏名

報保護マネジメントシステムを策定する事業者はまずない。

4.4 小括—企業倒産処理手続におけるデータ主体の地位とその平等性

上述したように個人情報保護法上、倒産企業に対して、清算型処理が行われ、事業と保有していた個人データが別々に第三者に譲渡される場合、データ主体の同意を要する。この場合、データ主体を倒産処理手続に利害関係者として、より具体的には破産債権者として参加させることができれば、データ主体の同意を得る手続が短縮され、手続全体にかかるコストも削減が可能となる。しかし、現行倒産処理実務において、データ主体の手続参加への門戸は事実上閉ざされている。

わが国のプライバシー侵害に対する救済は、主に不法行為法の枠組みで議論されている。しかし、破産法上、「破産債権」は、破産者に対し破産手続開始前の原因に基づいて生じた財産上の請求権であって、財団債権に該当しないものをいうとされている(破産法2条5項)。そこで、不法行為構成に立つ場合、企業倒産時において、倒産企業が保有していた個人情報のデータ主体が破産債権者となりうるためには、当該倒産企業が破産手続開始を受ける前に不法行為に基づく損害賠償請求債権の発生原因であるプライバシー侵害被害が発生している必要がある³²。これにより、①適切な個人データ管理を行っていて、プライバシー侵害が発生しなかった企業が倒産した場合に、当該倒産企業が保有していた個人データの倒産処理手続における取扱いに対する意思を表明する機会がデータ主体に与えられない。②プライバシー侵害を起こした企業が倒産した場合、不法行為の対象となったデータ主体は、倒産処理手続に参加することが可能となるが、そうでないデータ主体には、①の場合と同様、当該企業が有していた個人データの倒産処理手続での取扱いに対し、何ら意思を表明する機会が与えられなくなる。

全てのデータ主体は、均しく自己の個人データの開示範囲を選択できる機会が与えられるべきである。しかし、現状では、同じ属性の個人データが登録されている場合でも、不法行為の対象となったか否か、という本人の与り知らない偶然のみをもって、倒産処理手続へのデータ主体の関与が肯定されたり否定されたりするという不公平が生じることになる。この点について、上記諸制度は明確に対応していない。

5. Cloud Computingによる情報の分散処理が倒産処理に及ぼす影響

先にも紹介したように、企業倒産処理の過程では、当該企業が管理していた個人情報を従業員が持ち出すという問題以外にも、平時においても、情報が社内で散在しやすい³³

32 伊藤 眞『破産法・民事再生法 第2版』(2009)pp.194-195

33 上野、前掲(7)論文、pp.9-10 社内で情報が散在してしまう主な要因として、上野は例えば、①従業員数が多数にのぼる企業では、調査対象が膨大となる、②従業員の私物たるPCを業務に使用させている企業では、業務で使用している個人情報と私的コミュニケーションで使用する個人情報が渾然として判別できず、社外への持ち出

状況にあり、管財人が正確にどのような項目の個人情報かどのような用途でどれだけ管理されているのかを把握することは困難な傾向にある。

筆者が最初に倒産処理過程における個人情報保護の問題を指摘して以来、個人情報保護法の制定を受け、個人情報取扱事業者としての義務を負うこととなった企業は、その多くがその組織・業務形態に沿った情報取扱規定を設け、運用している。一方で、企業の行うデータ処理は、分散処理の方向へ向かっている。その最たるものが、インターネットそのものをコンピュータ化する **Cloud Computing** である。**Cloud Computing** の特徴は、①高度な拡張性、②抽象化、③無資産性（サービスとしての利用）といったものがある。これに加えて、初期投資とメンテナンスコストが低減できる点から、急速に普及している。一方で、**Cloud Computing** には、以下の不安が指摘されている。

- a) サービス業者のシステム運用の実態を利用者が把握できない³⁴。
- b) Cloudで処理しているデータの保存場所と保存方法を利用者が把握できない³⁵。
- c) データの喪失・窃盗への不安³⁶
- d) アクセス障害・データ遅延への不安³⁷
- e) 稼働保証への不安³⁸
- f) サービス同士の互換性に対する不安³⁹
- g) 公権力によるデータ取得に対する不安⁴⁰

また、高橋らは、**Cloud Computing**では、クロスボーダーデータフローの発生により、情報流出が発生した場合、その発生場所の探知が困難であることから、国際関係の中での個人情報保護を考える際の課題として、下記を指摘する⁴¹。

しを禁止できない、③コンピュータに保存されている情報を紙媒体に出力した場合に出力履歴情報の記載された書面の管理が不十分で、出力された情報が社内のどこにあるのか不明となる、④名刺交換で得た名刺の取扱規則が無い企業では、各従業員が名刺を個別に管理することになり、全体把握が困難となる、⑤データベースへの入力によりデジタル情報化された後の紙媒体がもはや管理対象とされず、管理体制が甘くなるといった例を挙げている。

34 城田真琴『今さら聞けないクラウドの常識・非常識』(2009)p.152

35 城田,前掲(34)著,pp.152-154

36 中田 敦ほか『クラウド大全』(2009),p.48,濱野敏彦「クラウド・コンピューティングの概念整理 (2)」『NBL』No.919(2009)p.59

37 濱野,前掲(36)論文,pp.59-60

38 城田,前掲(34)著,pp.160-162

39 城田,前掲(34)著,pp.155-157

40 濱野,前掲(36)論文,p.61

41 高橋由利子,木下貴史,横澤 誠「個人情報保護をめぐる新しい法制度体系の在り方に関する事例研究」情報処理学会研究報告,Vol.2010-EIP-47,No.9(2010),p.4

- a) あらゆる国・地域の個人情報へのアクセス機会が相乗的に拡大する。
- b) 各国が有する諸事情による規制の対象,方法,執行の多様性の問題
- c) 利用者や消費者から見た責任の所在や問題解決方法がより不透明になる
- d) 影響範囲が地理的物的に広範囲に及び,事後対応が困難となること。

これらの点はデータ主体にとっても、不安を抱く点である。一方、前述のように企業倒産処理手続においては、破産管財人は、会社財産の換価処分と破産会社の負う債務の弁済・配当を主たる業務とするから、倒産企業が保有していたデータが倒産法制の適用申立以前の状態で維持されていることが必要となるが、**Cloud Computing**によりデータが分散処理されている場合、当該データの完全性と所在の調査に要するコストが余計に必要な懸念が発生する。

6. 総括と課題

以上からわが国の倒産法制には企業倒産時の個人情報保護に関する規定が存在せず、個人情報保護法は、事業譲渡への親和性が強い状況にある。

4.4に見たように企業倒産処理における個人情報保護において、従来のプライバシー侵害の民事法的救済のメインフレームワークたる不法行為構成では、不法行為の対象となったか否かという偶然により倒産処理手続に参加できる者とそうでない者に分かれる不公平が発生する。よって、倒産企業が保有している個人データのデータ主体全てに倒産処理手続へと参加する機会を与えることは困難である。筆者は、この点を解決し、現行倒産法制下でデータ主体を倒産処理手続への関与を実現するために考えられる方法として、財産権的アプローチの導入を主張した⁴²。破産法上、財産上の請求権は、金銭債権のみに限定されず、評価にもとづいて、金銭債権に転化しうるものであればよい（破産法 103 条 2 項 1 号イ、民事再生法 87 条 1 項 3 号ハ、会社更生法 136 条 1 項 3 号ハ）ので、消費者から企業に提供される個人データそのものに財産権を設定する財産権的アプローチを導入すれば、財産上の請求権として扱うことが可能となる余地がある。とすれば、全てのデータ主体を破産債権者として扱い、倒産処理手続に参加する機会を与えることが可能となるというものである⁴³。

紙幅の都合もあり、本論では、財産権的モデルそのものについて、深く立ち入ることは控え、メリットとデメリットを整理するととどめる。まず、財産権モデルのメリットと

42 佐藤,橋本,前掲(4)論文,pp.26-27

43 筆者は従来の司法制度を通じて、伝統的な不法行為構成のみによりデータ流出に起因する被害の民事法的救済を行うことは、救済実現に時間がかかりすぎ、契約構成によっても、当事者以外を拘束できない点を解決する手段として、当該手法を応用した新たな救済手段を提唱した。この点については、橋本誠志『電子的個人情報保護の方法』(2007)を参照

しては、以下が指摘されている44。(1) 情報主体が自己情報の販売権を持つようになる点、(2) 社会的費用となっているものの内部化が可能となり、企業は収集し提供するデータが何かを知り、無駄な収集・利用をやめるようになる点、(3) 国家による公法規制を最小化できる点などである。

一方、デメリットとしては以下の点が指摘されている45。(1) 個人情報市場が市場の失敗を起こす点、(2) プライバシー(希少財)と個人情報(公共財)とで財としての性質が異なり、個人情報を財産権として扱うと情報の自由流通を損なうこととなり、人の評定が正確・効率的にできなくなる点、(3) 財産権化によっても下流の情報交換の制限ができなくなる点等である。その上で、阪本は、財産権モデルについて、「批判することよりも、日常的となった個人情報の取引を市場モデルに乗せて、個人情報の支配可能性を真剣に追い求めようとするこの姿勢を賞賛する」46としている。

企業の倒産では、倒産企業が保有していた資産が激しく変動し、個人情報が流出する危険性が非常に高くなる。故に、平常時よりも更に強くデータ主体のコントロールが及ばされなければならない。一方で、倒産企業に対する利害関係人の有する権利の公平な実現と債務者の経済的更生という倒産法制の存在意義も軽視されてはならない点は現在も変わらないものと思われる。

7. おわりに

本稿では、情報の分散処理時代の企業倒産処理手続における個人情報保護のあり方について検討した。Cloud Computingが普及し、企業が保有する情報が分散処理されることが多い現在、破産管財人が倒産企業の保有する情報の所在を正確に把握することはより困難な状況となりつつある。この点は、倒産処理制度の存在理由からすれば、倒産処理経済に対する新たなリスクの発生をもたらすことになりかねない。

そのような中、重要なことは、単に各々の理論アプローチをやみくもに批判するだけでなく、倒産法制の意義を踏まえつつ、データ主体という新たな利害関係者を含めた利害関係者総体の利益を保護する方法は何なのかを追い求めることである。

謝辞 本研究は科学研究費補助金 若手研究(B) (20730088) の助成を受けた成果の一部である。

44 阪本昌成「プライバシーの権利と個人情報の保護—情報財の保護か自由な流通か—『国民主権と法の支配 佐藤幸治先生古希記念論文集 下巻』(2008)pp.124-125

45 阪本,前掲(44)著,pp.126-128

46 阪本,前掲(44)著,p.129

参考文献

- 1) 佐藤鉄男,橋本誠志「情報ネットワーク社会における企業倒産と個人情報保護」『NBL』No.745,(2002),pp.20-27
- 2) 上野 保「企業倒産時における個人情報保護」『NBL』No.793(2004),pp.8-13
- 3) 高木新二郎『アメリカ連邦倒産法』商事法務研究会,(1996).
- 4) 橋本誠志『電子的個人データ保護の方法』信山社(2007)
- 5) 伊藤 眞『破産法・民事再生法 第2版』有斐閣(2009)
- 6) 園尾隆司・西 謙二・中島 肇・中山孝雄・多比羅 誠編『新裁判実務体系 28 新版破産法』青林書院(2007)
- 7) 福岡真之介『アメリカ連邦倒産法概説』商事法務(2008)
- 8) 高橋由利子,木下貴史,横澤 誠「個人情報保護をめぐる新しい法制度体系の在り方に関する事例研究」情報処理学会研究報告,Vol.2010-EIP-47,No.9(2010.2.19)
- 9) 経済産業省「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」(2009.10) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/kaisei-guideline.pdf
- 10) 経済産業省商務情報政策局情報経済課「経済産業分野に関する個人情報保護ガイドライン等について」(2009.2) http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/privacy/090211guidline-gaiyou.pdf
- 11) 堀部政男監修,鈴木正朝・新保史生・齊藤雅一・太田克好著『JIS Q 15001:2006 個人情報保護マネジメントシステム要求事項の解説』日本規格協会(2006)
- 12) 城田真琴『今さら聞けないクラウドの常識・非常識』洋泉社(2009)
- 13) 中田 敦ほか『クラウド大全—サービス紹介から基盤技術まで』日経 BP 社(2009)
- 14) 阪本昌成「プライバシーの権利と個人情報の保護—情報財の保護か自由な流通か—『国民主権と法の支配 佐藤幸治先生古希記念論文集 下巻』成文堂(2008)pp.83-134